



2022年2月28日

各位

会社名 App Bank 株式会社

代表者名 代表取締役社長 CEO 村井智建

(コード番号：6177 東証マザーズ)

問合せ先 取締役管理本部長 CFO 白石 充三

(TEL. 03-6302-0561)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日 2022 年 2 月 28 日開催の取締役会において、2022 年 3 月 29 日開催予定の第 10 回定時株主総会における承認を条件として、「定款の一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社は、当社グループの業務効率向上並びに事業継続性の改善のため、本店を移転することを決定いたしました。本店移転に伴い、定款の本店所在地を東京都千代田区から東京都新宿区に変更するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を 2. のとおり変更するものであります。

(a) 変更案第 18 条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(b) 現行定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(c) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款の変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(電子提供措置等) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>第45条 第3条(本店の所在地)の変更は、2021年9月17日に開催された取締役会において決定された本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日後これを削除するものとする。</p> <p>第46条 現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第18条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>主総会については、現行定款第18条はな</u> <u>お効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過し</u> <u>た日または前項の株主総会の日から3か</u> <u>月を経過した日のいずれか遅い日後にこ</u> <u>れを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月29日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年3月29日（予定）

以上